

(5) 注記のまとめ

注 記	重要性の判断等	【有価証券報告書】 連結財務諸表作成会社 の場合の個別財務諸表 での注記	(連結)計算書類 での注記
評価性引当額の内 訳に関する数値情 報	➤ 《税負担率の予測の観点》 税務上の繰越欠損金の繰越期間にわたり課税所得(税務上の繰越欠損金控除前のもの)が生じる場合、当該繰越期間の税負担率に影響が生じる可能性があるため、重要であるとき ー 例えば、将来の税務上の繰越欠損金の控除見込額(課税所得との相殺見込額)が将来の税負担率に重要な影響を及ぼす場合 ➤ 《繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の観点》 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の記載により、当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額を理解することができるため、重要であるとき ー 例えば、純資産の額に対する税務上の繰越欠損金の額(納税主体ごとの法定実効税率を乗じた額)の割合が重要な場合	必 要	必ずしも求められていない。
評価性引当額の合 計額に重要な変動 が生じている場合 の主な変動内容	➤ 例えば、税負担率の計算基礎となる税引前純利益の額に対する評価性引当額(合計額)の変動額の割合が重要な場合 ➤ 税負担率と法定実効税率との間に重要な差異がなく、税率差異の注記を省略している場合(例えば、当該差異が法定実効税率の100分の5以下である場合)、当該変動の主な内容を注記することは要しない	不 要	必ずしも求められていない。
税務上の繰越欠損 金に関する繰越期 限別の数値情報	➤ 主として株価予測を行う財務諸表利用者が将来2年から5年後の予想財務諸表を用いて税負担率の予測を行っていることを踏まえ、5年以内に繰越期限が到来する場合には比較的短い年度に区切ることが考えられる。	不 要	必ずしも求められていない。
税務上の繰越欠損 金に係る重要な繰 延税金資産を計上 している場合、当 該繰延税金資産を 回収可能と判断し た主な理由	➤ 例えば、純資産の額に対する税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額の割合が重要な場合	不 要	必ずしも求められていない。